



座間市  
ZAMA CITY

ひと・まちが輝き 未来へつなぐ

令和6年座間市議会第4回定例会（12月）

# 概要資料

付議案件

補正予算 [6件]、条例 [8件]、契約締結 [1件]、市道認定・変更 [1件]、人事 [1件]、報告 [3件]

令和6年座間市議会第4回（12月）定例会提出議案等一覧表

令和6年11月29日提出

| No. | 議案等番号  | 件名   | ページ |
|-----|--------|--|-----|
| 1   | 議案第62号 | 座間市国民健康保険条例の一部を改正する条例                            | 1   |
| 2   | 議案第63号 | 副市長の選任について                                       | 1   |
| 3   | 議案第64号 | 令和6年度座間市一般会計補正予算（第7号）                            | 2   |
| 4   | 議案第65号 | 令和6年度座間市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）                    | 3   |
| 5   | 議案第66号 | 令和6年度座間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）                      | 4   |
| 6   | 議案第67号 | 令和6年度座間市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）                 | 5   |
| 7   | 議案第68号 | 令和6年度座間市水道事業会計補正予算（第1号）                          | 6   |
| 8   | 議案第69号 | 令和6年度座間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）                       | 7   |
| 9   | 議案第70号 | 座間市立福祉増進・青少年健全育成施設条例                             | 8   |
| 10  | 議案第71号 | 座間市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例          | 9   |
| 11  | 議案第72号 | 座間市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                    | 10  |
| 12  | 議案第73号 | 座間市職員の給与に関する条例及び座間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | 11  |
| 13  | 議案第74号 | 座間市市税条例の一部を改正する条例                                | 14  |
| 14  | 議案第75号 | 座間市下水道条例の一部を改正する条例                               | 15  |
| 15  | 議案第76号 | 座間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例                 | 16  |
| 16  | 議案第77号 | 工事請負契約の締結について                                    | 16  |
| 17  | 議案第78号 | 市道の路線の認定及び変更について                                 | 17  |
| 18  | 報告第26号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）                | 18  |
| 19  | 報告第27号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）                | 18  |
| 20  | 報告第28号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）                | 19  |

## 議案第62号

### 座間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 改正の概要

国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正をします。

- 改正の内容

被保険者証の返還に応じない場合に過料を科す規定の削除及び条文の整理をします。

- 施行期日

令和6年12月2日

問合せ先：保険年金課長 上野 046-252-7064

## 議案第63号

### 副市長の選任について

- 氏名及び住所

北川 秀幸（座間市相武台二丁目在住）

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

## 議案第64号

## 令和6年度座間市一般会計補正予算（第7号）

歳入歳出補正額： 1,214,401千円

補正後予算額： 49,343,809千円

## ● 主な内容

- ・事業の実施に伴う予算の過不足について、補正します。
- ・人事院勧告への対応や人事異動等に伴い、職員給与費を補正します。

## ● 補正額の内訳

## 歳入

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| ・普通交付税                   | 298,408千円  |
| ・子どものための教育・保育給付費負担金（保育所） | 97,165千円   |
| ・臨時財政対策債                 | ▲117,184千円 |
|                          | ほか         |

## 歳出

## 共に学び、健やかに育つまちづくり

|                  |           |
|------------------|-----------|
| ・保育所子ども・子育て支援事業費 | 194,331千円 |
|------------------|-----------|

## 共に認め合い、支え合うまちづくり

|                 |          |
|-----------------|----------|
| ・障がい者自立支援給付等事業費 | 66,000千円 |
|-----------------|----------|

## 緑あふれる快適なまちづくり

|                |          |
|----------------|----------|
| ・北部地区総合交通対策事業費 | 40,382千円 |
|                | ほか       |

## ● その他

- ・繰越明許費の追加
- ・債務負担行為の変更
- ・地方債の廃止

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

## 議案第65号

## 令和6年度座間市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額： ▲11,686千円

補正後予算額： 13,432,152千円

## ● 主な内容

- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う事業費を補正します。
- ・人事院勧告への対応や人事異動等に伴い、職員給与費を補正します。

## ● 補正額の内訳

## 歳入

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ・ 財政調整基金繰入金             | 5,598千円   |
| ・ 職員給与費等繰入金             | ▲10,245千円 |
| ・ 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 | ▲7,039千円  |

## 歳出

## 施策体系外

|            |           |
|------------|-----------|
| ・ 県支出金返還金  | 5,432千円   |
| ・ 国庫支出金返還金 | 166千円     |
| ・ 職員給与費    | ▲10,104千円 |
| ・ 一般管理経費   | ▲7,180千円  |

## ● その他

- ・ 債務負担行為の変更

問合せ先：保険年金課長 上野 046-252-7064

## 議案第 66 号

## 令和 6 年度座間市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

歳入歳出補正額： ▲9,845 千円

補正後予算額： 10,966,768 千円

## ● 主な内容

- ・ 人事院勧告への対応や人事異動等に伴い、職員給与費を補正します。

## ● 補正額の内訳

## 歳入

- ・ 職員給与費等繰入金 ▲9,845 千円

## 歳出

## 施策体系外

- ・ 職員給与費 ▲9,845 千円

問合せ先：介護保険課長 福田 046-252-7138

## 議案第 67 号

## 令和6年度座間市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額： ▲5,065千円

補正後予算額： 2,233,026千円

## ● 主な内容

- ・ 人事院勧告への対応や人事異動等に伴い、職員給与費を補正します。

## ● 補正額の内訳

## 歳入

- ・ 職員給与費等繰入金 ▲5,065千円

## 歳出

## 施策体系外

- ・ 職員給与費 ▲5,065千円

問合せ先：保険年金課長 上野 046-252-7064

## 議案第 68 号

## 令和6年度座間市水道事業会計補正予算（第1号）

## ● 主な内容

・郵便料金の改定及び人事院勧告への対応、人事異動等に伴い、所要額を補正します。

## ● 補正額の内訳

## 収益的収入及び支出

## 収入

・水道事業収益 営業外収益 ▲274 千円

## 支出

・水道事業費用 営業費用 ▲32,804 千円

## 資本的収入及び支出

## 収入

・資本的収入 負担金 ▲24 千円

## 支出

・資本的支出 建設改良費 ▲5,588 千円

問合せ先：経営総務課長 郡司 046-252-7182



## 議案第 69 号

## 令和 6 年度座間市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

## ● 主な内容

- ・郵便料金の改定及び人事院勧告への対応、人事異動等に伴い、所要額を補正します。

## ● 補正額の内訳

## 収益的収入及び支出

## 収入

|          |       |           |
|----------|-------|-----------|
| ・下水道事業収益 | 営業収益  | ▲1,222 千円 |
| ・下水道事業収益 | 営業外収益 | 220 千円    |

## 支出

|          |      |           |
|----------|------|-----------|
| ・下水道事業費用 | 営業費用 | ▲4,843 千円 |
|----------|------|-----------|

## 資本的収入及び支出

## 収入

|        |     |        |
|--------|-----|--------|
| ・資本的収入 | 負担金 | ▲89 千円 |
|--------|-----|--------|

## 支出

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| ・資本的支出 | 建設改良費 | 328 千円 |
|--------|-------|--------|

問合せ先：資産経営課長 郡司 046-252-7182

# 議案第 70 号

## 座間市立福祉増進・青少年健全育成施設条例

### ● 概要

福祉の増進及び青少年の健全育成に資するための座間市立福祉増進・青少年健全育成施設を設置することに伴い、必要な事項を定めます。

### ● 主な内容

#### (1) 施設の名称及び位置

| 名称        | 位置            |
|-----------|---------------|
| サニープレイス座間 | 座間市緑ヶ丘一丁目2番1号 |

#### (2) 使用料を次のとおり定めます。

| 区分 |      | 使用料（1時間あたり） |
|----|------|-------------|
| 1階 | 会議室  | 170円        |
|    | 活動室A | 350円        |
|    | 活動室B | 180円        |
|    | 活動室C | 180円        |
|    | 音楽室  | 120円        |
|    | 和室   | 150円        |
| 3階 | 多目的室 | 1,260円      |
|    | 講師控室 | 70円         |
|    | 会議室A | 150円        |
|    | 会議室B | 220円        |
|    | 研修室  | 380円        |

#### (3) 条例の制定に伴い、次の条例を廃止します。

- ア 座間市立青少年センター条例
- イ 座間市立総合福祉センター条例

### ● 施行期日

令和7年4月1日

問合せ先：地域福祉課長 林 046-252-7096

## 議案第 71 号

### 座間市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

#### ● 改正の概要

令和6年8月8日に人事院から民間給与との較差（2.76%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給を民間の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる内容の勧告がなされました。

座間市議会議員については、勤務成績に応じた給与はなじまないことから、勤勉手当の支給は行っていません。

このため、座間市議会議員の期末手当について、これまで、一般職の期末手当と勤勉手当を合算した特別給全体の支給割合を基本とし、人事院勧告を参考に一般職に準じて改定してきたことから期末手当の支給月数の引上げを行います。

#### ● 改正の内容

<特別給>

期末手当

座間市議会議員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

| 区分      | 6月期          | 12月期                    |
|---------|--------------|-------------------------|
| 令和6年度   | 2.20月        | <b>2.30月</b> (現行 2.20月) |
| 令和7年度以降 | <b>2.25月</b> | <b>2.25月</b>            |

#### ● 施行期日

公布の日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

議案第 72 号

座間市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

令和6年8月8日に人事院から民間給与との較差（2.76%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給を民間の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる内容の勧告がなされました。

常勤特別職については、勤務成績に応じた給与はなじまないことから、勤勉手当の支給は行っておりません。

このため、常勤特別職の期末手当について、これまで、一般職の期末手当と勤勉手当を合算した特別給全体の支給割合を基本とし、人事院勧告を参考に一般職に準じて改定してきたことから期末手当の支給月数の引上げを行います。

● 改正の内容

<特別給>

期末手当

座間市常勤特別職職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

| 区分      | 6月期          | 12月期                    |
|---------|--------------|-------------------------|
| 令和6年度   | 2.20月        | <u>2.30月</u> (現行 2.20月) |
| 令和7年度以降 | <u>2.25月</u> | <u>2.25月</u>            |

● 施行期日

公布の日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

## 議案第 73 号

### 座間市職員の給与に関する条例及び座間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

#### ● 改正の概要

令和6年8月8日に人事院から民間給与との較差（2.76%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給を民間の支給割合に見合うよう期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる改定並びに社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（以下「給与制度のアップデート」という。）の勧告がなされました。

このため、一般職職員及び定年前再任用短時間勤務職員については給料表の水準並びに期末手当及び勤勉手当月数の引上げ、特定任期付職員については給料表の水準及び期末手当月数の引上げを行います。

また、その他諸手当等も給与制度のアップデートにより、扶養手当の見直し、管理職特別勤務手当の支給時間帯の見直し及び定年前再任用短時間勤務職員における手当支給の拡大等を行います。

#### ● 改正の主な内容

##### <月例給>

##### 給料表

一般職試験（大卒程度）に係る初任給を29,300円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を24,900円引き上げます。

行政職給料表については、職務の級1級から7級までの給料月額及び基準給料月額を改定します。（平均改定率2.22%）

また、特定任期付職員については、第1号給から第5号給までの給料月額を引き上げます。

##### <特別給>

##### (1) 期末手当

一般職職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

| 区分      | 6月期          | 12月期                      |
|---------|--------------|---------------------------|
| 令和6年度   | 1.225月       | <u>1.275月</u> (現行 1.225月) |
| 令和7年度以降 | <u>1.25月</u> | <u>1.25月</u>              |

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

| 区分      | 6月期          | 12月期                        |
|---------|--------------|-----------------------------|
| 令和6年度   | 0.6875月      | <u>0.7125月</u> (現行 0.6875月) |
| 令和7年度以降 | <u>0.70月</u> | <u>0.70月</u>                |

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定します。

| 区分      | 6月期          | 12月期                    |
|---------|--------------|-------------------------|
| 令和6年度   | 1.70月        | <u>1.75月</u> (現行 1.70月) |
| 令和7年度以降 | <u>0.95月</u> | <u>0.95月</u>            |

(2) 勤勉手当

一般職職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

| 区分      | 6月期          | 12月期                      |
|---------|--------------|---------------------------|
| 令和6年度   | 1.025月       | <u>1.075月</u> (現行 1.025月) |
| 令和7年度以降 | <u>1.05月</u> | <u>1.05月</u>              |

定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げます。

| 区分      | 6月期          | 12月期                        |
|---------|--------------|-----------------------------|
| 令和6年度   | 0.4875月      | <u>0.5125月</u> (現行 0.4875月) |
| 令和7年度以降 | <u>0.50月</u> | <u>0.50月</u>                |

特定任期付職員の勤勉手当の支給割合を次のとおりとします。

| 区分      | 6月期           | 12月期          |
|---------|---------------|---------------|
| 令和6年度   | —             | —             |
| 令和7年度以降 | <u>0.775月</u> | <u>0.775月</u> |

(3) 期末手当及び勤勉手当の年間支給額

|               | 現行           | 改定後          |
|---------------|--------------|--------------|
| 一般職職員         | <u>4.50月</u> | <u>4.60月</u> |
| 定年前再任用短時間勤務職員 | <u>2.35月</u> | <u>2.40月</u> |
| 特定任期付職員       | <u>3.40月</u> | <u>3.45月</u> |

<諸手当>

給与制度のアップデートに伴い、次のとおり諸手当を改正します。

(1) 扶養手当の見直し

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を13,000円に引き上げます。

| 扶養親族              | 現行      | 令和7年度   | 令和8年度   |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 配偶者               | 7,500円  | 6,000円  | 廃止      |
| 子(1人当たり)          | 11,000円 | 11,500円 | 13,000円 |
| その他の親族<br>(1人当たり) | 7,500円  | 7,000円  | 6,500円  |

(2) 管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大します。

| 支給対象 | 現行           | 改正後           |
|------|--------------|---------------|
| 時間帯  | 午前0時から午前5時まで | 午後10時から午前5時まで |

- (3) 再任用された職員への手当支給の拡大  
定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員に一般の職員と同様に住居手当を支給します。
- (4) 特定任期付職員の特別給拡充  
特定任期付職員業績手当を廃止し、上記<特別給>(1)及び(2)のように、期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編します。

<昇給>

職務の級4級以下の者で55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員の昇給を見直し、及び60歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員の昇給について定めます。

| 対象となる職員      | 標準とする昇給の号給数 |     |
|--------------|-------------|-----|
|              | 現行          | 改正後 |
| 4級以下の者で55歳以上 | 4号給         | 2号給 |
| 60歳以上        | —           | 0号給 |

● 施行期日

公布の日。ただし、諸手当は令和7年4月1日、扶養手当の令和8年度見直し分は令和8年4月1日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

## 議案第 74 号

### 座間市市税条例の一部を改正する条例

#### ● 改正の概要

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により、特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるもの（以下「対象寄附金」という。）を寄附金税額控除の対象とすることができます。

本改正は、対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を追加するものです。

#### ● 改正の内容

次のように対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を追加します。

| 対象法人名        | 主たる事務所の所在地                            | 対象期間                      |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------|
| NPO法人<br>つなぐ | 横浜市鶴見区鶴見中央三丁目21番9号<br>東建シティハイツ鶴見中央202 | 令和5年1月6日から<br>令和10年1月5日まで |

#### ● 施行期日

公布の日

問合せ先：市税総務課長 吉野 046-252-8094



## 議案第 75 号

## 座間市下水道条例の一部を改正する条例

## ● 改正の概要

責任技術者の登録業務の廃止等に伴う所要の改正及び条文の整理をします。

## ● 改正の主な内容

- (1) 排水設備の新設等の工事の実施条件の見直し  
規程で定める技能を有する責任技術者が専属する業者であることを実施条件から除外することで、兼任を認めるよう緩和します。
- (2) 手数料の徴収廃止  
責任技術者の登録手数料及び責任技術者証の再交付手数料を廃止します。

## ● 施行期日

令和7年1月1日

問合せ先：下水道施設課長 野村 046-252-8283

## 議案第 76 号

### 座間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

- 概要

本条例は、無秩序な土地の埋立て等の事業がもたらす災害から市民を守り、また、当該埋立て等の影響を受けることとなる周辺市民の生活環境を保全するために、平成3年3月28日に公布しましたが、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、本市全域が宅地造成等工事規制区域に指定されることから本条例を廃止するものです。

- 施行期日

令和7年4月1日

問合せ先：都市整備課長 本多 046-252-7248

## 議案第 77 号

### 工事請負契約の締結について

- 工事名

令和6年度 相武台コミュニティセンター改修工事（債務負担）

- 請負人

厚木市恩名一丁目6番59号 OMビル4階  
同郷建設株式会社 代表取締役 岡本 勇二

- 請負契約金額

1億9,126万8千円

問合せ先：契約検査課長 加藤 046-252-7296

## 議案第 78 号

## 市道の路線の認定及び変更について

## ● 認定

| 路線名        | 起<br>終<br>点                          |           |
|------------|--------------------------------------|-----------|
| ひばりが丘192号線 | ひばりが丘五丁目5404番5地先<br>ひばりが丘五丁目5404番8地先 | 寄附によるもの   |
| 相模が丘226号線  | 相模が丘一丁目107番6地先<br>相模が丘一丁目107番11地先    | 開発行為によるもの |
| 小松原95号線    | 小松原二丁目5288番19地先<br>小松原二丁目5288番13地先   | 開発行為によるもの |
| 西栗原44号線    | 西栗原二丁目4251番55地先<br>西栗原二丁目4251番62地先   | 開発行為によるもの |

## ● 変更

| 路線名      | 新旧<br>の別 | 起<br>終<br>点                       |
|----------|----------|-----------------------------------|
| 南栗原134号線 | 新        | 南栗原六丁目4491番1地先<br>南栗原六丁目4492番17地先 |
|          | 旧        | 南栗原六丁目4486番1地先<br>南栗原六丁目4492番17地先 |

問合せ先：道路課長 春山 046-252-8243

## 報告第26号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

## ● 専決処分日

令和6年10月23日

## ● 事故の概要

令和6年4月7日午後1時頃、芹沢公園の樹木の枯れ枝が落下し、相手方（ひばりが丘五丁目在住・40代女性）及び相手方の子に当たり、負傷させたものです。

## ● 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、相手方に対し4万754円を支払う。

問合せ先：公園緑政課長 松崎 046-252-8314

## 報告第27号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

## ● 専決処分日

令和6年11月1日

## ● 事故の概要

令和6年8月13日午前10時7分頃、座間市南栗原六丁目31番47号において、救助隊員が居住者の安否確認の救助要請を受け、隣室のベランダから当該居住者の居室に進入する際に、当該ベランダの隔壁板を破損させたものです。

## ● 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、クリオかしわ台式番館管理組合理事長に対し15万5,639円を支払う。

問合せ先：消防管理課長 鈴木 046-256-2214

## 報告第28号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

## ● 専決処分日

令和6年11月8日

## ● 事故の概要

令和6年7月21日午後4時頃、座間市入谷西二丁目20番24号先路上において、相手方（入谷西二丁目在住・60代男性）車両が走行した際に、市道の道路側溝に設置していた金属製の蓋が跳ね上がり、当該車両を破損させたものです。

## ● 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、相手方に対し29万8,458円を支払う。

問合せ先：道路課長 春山 046-252-8243